○国土交通省告示第二百十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月六日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月六日

国土交通大臣　前田　武志

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
常磐自動車道	南相馬市原町区信田沢道ノ上二二〇番六から同市鹿島区御山字絵図石八番三まで	前	最大 三五三	一、一〇、〇三九
			最小 一一	
		後	最大 三二八	
			最小 一一	
	相馬市富沢字藤木一四八番八から同市粟津字愛ノ沢七八番二まで	前	最大 三八一	四、六九三
			最小 一一	
		後	最大 三六八	
			最小 一一	

○国土交通省告示第二百十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月六日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月六日

国土交通大臣　前田　武志

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
東北横断自動車道酒田線	鶴岡市山田字小京田二二三番地二から同市馬町字白川四五番地二まで	前	最大 一三四	二、一九五
			最小 一二	
		後	最大 一二〇	
			最小 一二	

○国土交通省告示第二百十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月六日

国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社赤阪鐵工所焼津工場	静岡県焼津市中港四丁目3番1号	内燃機関（シリンダの径が650ミリメートル未満のものに限る。）	平成24年2月26日から平成29年2月25日まで
〃	〃	中間軸	〃
〃	〃	スラスト軸	〃

○国土交通省告示第二百十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月六日

国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社マキタ工場	本社　香川県高松市朝日町四丁目1番1号	内燃機関（シリンダの径が600ミリメートル未満のものに限る。）	平成24年2月26日から平成29年2月25日まで

○国土交通省告示第二百十九号

サンデン交通株式会社からの上限運賃変更認可申請事案（事案番号平二十四第五〇〇一号）については、平成二十四年二月二十三日付け国運審第三十一号により、運輸審議会から、認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十四年三月六日

国土交通大臣　前田　武志

○国土交通省告示第二百二十号

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月六日

国土交通大臣　前田　武志

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（平成二十二年度燃費基準等に対する適合性の評価）」に改め、同条中「及び重量車モード燃費値（乗用車判断基準告示及び貨物車判断告示に規定する重量車モード燃費値をいう。以下同じ。）」を削り、同条ただし書を削り、同条第一号中「1―1及び」を「1―1（1）から（3）まで並びに」に、「1―1の各表（乗用車判断基準告示1―1（4）及び（5）並びに貨物車判断基準告示1―1（3）の各表を除く。）」を「1―1（1）及び（2）の各表」に改め、同号から同条第五号までの規定中「十・十五モード燃費値の評価にあっては」及び「とし、重量車モード燃費値の評価にあっては小数点以下三位を四捨五入して得た数値」を削り、同条第六号中「以上」の下に「であって、当該基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて算出した数値（小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。）未満」を加え、同号の次に次の二号を加える。

七　燃費基準三十八％向上達成レベル　基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて算出した数値以上であって、当該基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて算出した数値（小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。）未満

八　燃費基準五十％向上達成レベル　基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて算出した数値以上

第五条中「有無」の下に「又はおおむねの平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル」を加え、同条を第六条とする。

第四条第一項中「、冊子」を削り、同項第六号中「第三条ただし書」を「前条」に改め、「乗用車判断基準告示1―1（5）及び」を削り、同項第七号中「の目標年度」の下に「をいう」を加え、同項第八号中「前条」を「第三条」に改め、「同じ。）」の下に「又は平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル」を加え、同項第十四号中「の左欄」を削り、「一般バスの別」の下に「をいう」を加え、同条を第五条とする。